令和７年１０月３１日
文　部　科　学　省
総合教育政策局日本語教育課

ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務に関する民間競争入札実施要項に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「ICT を活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務」について、令和７年１０月１４日から令和７年１０月２８日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計４件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
競争参加資格確認のための書類について ＞ア文部科学省競争参加資格（全府省統一資格）の認定通知書の写し ＞イ誓約書（暴力団等に該当しない者であることを証明する書類） ＞ウ誓約書（本事業を履行（完了）できることを証明する書類） とあるが、そのイとウについて、誓約書と証明書類は別のものであると思われるので、「誓約書」と「証明する書類」について分け、それぞれ提出させるべきと考える。 また、他の「反社会勢力」は「暴力団等」とは別の扱いである事もあるので、「暴力団等に該当しない」という部分について、「暴力団等の反社会勢力又はそれらによる事務への支配的影響を受けているものに該当しない」とした方がよいのではないか。	誓約書の様式中に、「契約の相手方として不適当な者」及び「契約の相手方として不適当な行為をする者」について、具体的に記載しており、御指摘の内容も含んでいるため、原案のままとさせていただきます。

○　今回の意見募集の対象としていた事項でないものについては、個別の回答はいたしません。